

入湯税の概要

ア 課税主体

鉱泉浴場所在の市町村

(平成 28 年度課税団体数 : 975 団体)

※鉱泉浴場 : 温泉法にいう温泉を利用する浴場

(同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等
社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれる。)

イ 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為

ウ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

エ 税 率

1 人 1 日 150 円を標準とする。

オ 入湯税の税率採用状況

税 率 (円)	20	40	50	70	80	100	120	130	(標準) 150	200	210	250	合計
市 町 村 数	1	5	14	3	3	48	2	3	892	2	1	1	975
構成比 (%)	0.1	0.5	1.4	0.3	0.3	4.9	0.2	0.3	91.5	0.2	0.1	0.1	100.0

※1 市町村数は、平成28年度中に入湯税の現年度調定済額があった団体の数である。

※2 標準とする税率の他に不均一課税を行っている場合には、標準とする税率採用団体として計上している。

※3 東京都特別区は、23区をそれぞれ1団体として計上している。

カ 使 途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の
整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用

キ 徴収方法

特別徴収

ク 税 収 (平成 28 年度決算額)

224 億円